

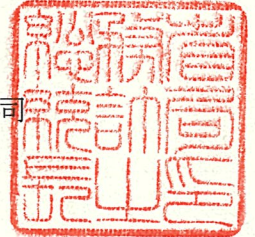
# 公 募 公 告

総務省第二庁舎において、行政財産の使用許可を受けて有償によりコンビニエンスストアを設置、運営する事業者について、下記のとおり公告します。

令和元年 12 月 9 日

総務省統計局長

佐 伯 修 司



記

## 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 総務省第二庁舎におけるコンビニエンスストアの設置、運営
- (2) 売店の種類及び公募者数  
コンビニエンスストア 1者
- (3) 所在地 東京都新宿区若松町 19 番 1 号 総務省第二庁舎
- (4) 運営開始時期 令和 2 年 4 月 1 日

## 2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記4. の公募説明会に参加できる者。なお、参加できない者は、応募できないものとする。

### 3. 応募申込み

公募に参加を希望する者は、以下の応募締切日までに①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先(電話番号、メールアドレス)を下記の連絡先宛にFAX又はメールで申し込みを行い、下記4の公募説明会に参加すること。

(連絡先)

東京都新宿区若松町19番1号  
総務省統計局総務課施設係  
FAX 03-5273-1180  
E-mail g-shisetu@soumu.go.jp  
電話 03-5273-1124 (直通)

(応募締切日)

令和2年1月10日(金)17時

※ 上記、日時を過ぎた申込みは無効とする。

### 4. 公募説明会

- (1) 開催日時 令和2年1月15日(水) 15:00から
- (2) 開催場所 東京都新宿区若松町19番1号  
総務省第二庁舎1階 1階105号室
- (3) 説明事項 業務の概要、応募方法及び使用許可場所
- (4) その他 会場の都合上、1社あたりの出席人数を制限する場合がある。

### 5. 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。